

2013年（平成25年）2月13日

横浜拘置支所長

猪狩 聖 殿

横浜弁護士会

会長 木村保夫

## 勧告書

当会は、申立人Aの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会において調査の結果、救済措置を講ずる必要があるとの結論に達しましたので、当会常議員会の議を経た上、貴所に対し、下記のとおり勧告します。

### 勧告の趣旨

- 1 横浜拘置支所において、単独室における居室内運動について、立ち上がって運動をすることを制限する指導は、未決拘禁者に認められるべき運動を不当に制限するものであり、今後は、そのような指導を行うことのないよう勧告する。
- 2 横浜拘置支所において、未決拘禁者の信書の発信について、その信書の内容ではなく、信書の発信自体を「威迫」に当たるとして発信不許可としたことは、未決拘禁者の発信の自由を不当に制限するものであり、今後は、そのような処遇を行うことのないよう勧告する。

### 勧告の理由

別紙調査報告書のとおり。

事件番号 2010年第19号

申立人 A

2013年1月15日

## 報告書

横浜弁護士会

会長 木村保夫 殿

横浜弁護士会人権擁護委員会

委員長 佐藤昌樹

申立人Aの横浜拘置支所を相手方とする人権救済申立事件（2010年第19号事件）について、その調査結果を報告します。

### 第1 処遇意見

- 1 横浜拘置支所において、未決拘禁者に対し実施されている単独室における運動の規制には人権侵害が認められるから、横浜拘置支所に対し、別紙主文のとおり勧告するのが相当である。
- 2 横浜拘置支所において、未決拘禁者の信書の発信について、信書の内容ではなく、信書の発信自体が、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第136条、同条が準用する同法第129条第1項第4号における「威迫にわたる記述」に該当するものとして差し止めをしたその処分は、人権侵害が認められるから、横浜拘置支所に対し、別紙主文のとおり勧告するのが相当である。

### 第2 理由

#### 1 申立事実

申立人は、2008年5月12日、横須賀刑務支所に入所し、同年9月8日、逗子警察署に移送され、同年10月29日、横浜拘置支所に移送された後は、2009年6月4日まで同所に在所していた。

申立人は、未決拘禁者として横浜拘置支所において勾留されていたが、以下のよう

な人権侵害があったとして本申立を行った。

### ① 単独室における運動の制限

横浜拘置支所における単独室においては、入浴日（週2回）と土日祝祭日及び雨天時は居室内での運動（午前、午後各15分）となっていたが、居室内運動の際、座った姿勢で行う運動がプリント用紙で指示されて、立ち上がって運動すること、例えば、立ちあがって足腰を伸ばしてストレッチをすること等を禁止され、申立人がそのような姿勢をとると、刑務官から「立ってはいけない。」「座りなさい。」と厳しく指導され、その結果、腰痛等で苦しむこととなってしまった。

### ② 信書の発信の制限

申立人が、横浜拘置支所から、2008年5月12日から同年9月8日まで在所していた横須賀刑務支所でお世話になったB刑務官に対し、同年11月に6通、同年12月に2通、2009年3月に1通、信書の発信をしようとしたところ、何ら不安にさせるような内容を書いていないにも関わらず、信書の発信の差し止め処分を受けた。

## 2 認定できる事実

申立人の申立書、当委員会からの申立人に対する照会に対する回答書、横浜拘置支所からの回答書によれば、各々、以下の事実が認定できる。

### (1) 単独室の広さ、運動の状況

単独室は、トイレ・洗面台を含め、約4.9㎡の広さであり（約3畳程度）、単独室での運動は、毎日午前15分、午後15分ずつ行われている（申立人によれば、単独室での運動は、入浴日（週2回）、土日、祝祭日及び雨天時に、午前15分、午後15分ずつ行われていたとされるが、横浜拘置支所によれば、毎日午前15分、午後15分ずつ決まった時間に行われており、その時間に戸外運動が行われている場合もあるとのことである。）。

横浜拘置支所における単独室の運動は、横浜拘置支所独自で作成した室内体操要領にしたがって実施するよう指導している。

具体的には、安座又は横臥した状態での体操要領（ストレッチ体操等、申立人によれば、腹ばいになって両手で両足首をつかむ運動。正座して、こぶしで両肩を叩

く運動等)を告知しており、その体操要領は、A4サイズ of 用紙に上下2段に渡って、10種程度の運動が記載されている。

体操時に、被収容者が立っていた場合には、拘置支所職員が室内体操要領に従って、体操を実施するよう指導することがある。

横浜拘置支所が、このような室内体操要領を定め、立って体操を行うことを制限しているのは、立って体操を行うことにより、騒音を発し、階下の被収容者から苦情が出ること及び壁や机に手足をぶついたりしてけがをするおそれがあることが理由とのことである。

なお、横浜拘置支所において、立って体操を行うことにより、階下の被収容者から苦情が出たり、けがをした被収容者がいたかどうかについては、記録がないとのことである。

## (2) 信書の発信について

申立人は、横浜拘置支所において、横須賀刑務支所B刑務官(以下「B刑務官」という。)あての信書の発信を、2008年11月に6通、同年12月に2通、2009年3月に1通、各々別々の日に発信したが、すべて差し止められた事実が認められる。

なお、申立人からB刑務官に対する信書の発信は、上記差し止め処分以前に、2008年9月8日から同年10月29日まで在監していた逗子警察署において9回、同年11月上旬に横浜拘置支所において1回行われている。

横浜拘置支所が、申立人のB刑務官への信書の発信を差し止めた理由は、横須賀刑務支所から「B刑務官が申立人からの信書について非常に困惑しているので、信書の発信を止めさせてほしい」旨の連絡があり、横浜拘置支所の職員が、申立人に対し、B刑務官宛の信書の発信を差し控えるよう指導したものの、申立人がこれを聞き入れず、信書の発信の申請をしたことによる。

横浜拘置支所は、各信書そのものがB刑務官にとって、威迫にあたり、著しく不安にさせるおそれがあると判断し、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(以下「刑事収容施設法」という。)第136条、同法129条第1項第4号に基づき発信の差し止め処分をした。

### 3 当委員会の判断

#### (1) 被収容者の処遇に関する原則，未決拘禁者の処遇について

刑事収容施設法第1条では、刑事施設の被収容者に対する処遇は、被収容者の人権を尊重しつつ、実施されなければならないとされている。

また、市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）には、「自由を奪われたすべての者は、人道的かつ人間の固有の尊厳を尊重して取り扱われる」（第10条1項）と定められ、「あらゆる形の拘禁・受刑のための収容状態にある人を保護するための諸原則（国連被拘禁者人権原則）」も同様に、「…収容状態にあるものすべての者は、人道的かつ、人間固有の尊厳を尊重して、処遇されなければならない」（原則1）としている。

そして、本件のような未決拘禁者の処遇にあたっては、刑事収容施設法第31条で、「未決の者としての地位を考慮し、…その防御権の尊重に特に留意しなければならない。」とされているし、また、市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）第14条第2項では、「刑事上の罪に問われているすべての者は、法律に基づいて有罪とされるまでは、無罪と推定される権利を有する。」と定められている。

#### (2) ①単独室における運動の制限について

ア 運動は、その趣旨、規定からして、十分尊重されるべきものである。

(ア) 刑事収容施設法第57条では、「被収容者には、日曜日その他法務省令で定める日を除き、できる限り戸外で、その健康を保持するため適切な運動を行う機会を与えなければならない。」とされており、刑事施設及び被収容者等の処遇に関する規則第24条第2項では、「被収容者には、1日に30分以上、かつできる限り長時間、運動の機会を与えるものとする。」と規定されている。

国連の被拘禁者処遇最低基準規則第21条第1項でも、「戸外労務に服している被収容者以外の被収容者には、天候が許す限り、毎日最低1時間の適切な戸外運動の時間を与えなければならない。」と規定されている。

法務省も、できる限り運動の時間を拡大するよう検討、努力しているところであり、衆議院法務委員会の附帯決議では、「1日1時間を目標とした運動環境の検討を含め、被収容者の生活環境の改善を図る」（参議院法務委員会では

「一層の改善」とされた。)との努力義務が規定されている。

(イ) そもそも、被収容者の運動について、このような規定が定められているその趣旨は、拘禁生活を強いられている被収容者の精神的な安定のため、また、身体的な健康のために、運動が極めて重要な役割を果たすものだからである。

そして、未決拘禁者は、無罪の推定を受ける地位にふさわしい処遇を受けるべきことは前述したとおりである。

したがって、特に未決拘禁者の運動については、これらの規定、趣旨を踏まえ、十分尊重して行わなければならない、不当に制限することは許されない。

イ 横浜拘置支所によれば、未決拘禁者の単独室における運動について、被収容者が立って体操を行うことにより、騒音を発するおそれがあり、階下の被収容者から苦情が出ること、壁や机に手足をぶついたりしてけがをするおそれがあるから、独自の室内体操要領を定め、立って体操を行うことを制限しているとのことである。

しかし、このような危険は、被収容者が立って体操を行うことにより必ずしも発生するものではなく、あくまで抽象的なものにすぎない。

また、横浜拘置支所は、その室内体操要領において、安座又は横臥した状態での体操（ストレッチ体操）を告知しているとするが、安座又は横臥した状態でストレッチ体操を行う場合でも、被収容者が壁や机に手足をぶつけてけがをするおそれがあり、立つこととの間に区別を設ける合理的理由はない。

仮に、横浜拘置支所が主張するように、立って運動をすることで騒音を発して階下の被収容者から苦情が出る、壁や机に手足をぶついたりしてけがをするなどの危険があるとしても、それらは、一律立つことを制限するのではなく、立って行う体操の内容を制限（例えば、飛び跳ねることは禁止する、走ることは禁止するなど）することで十分回避できる。

このように、横浜拘置支所が抽象的な危険に基づき、立つことを一律制限することは、未決拘禁者の単独室における運動を不当に制限するものであって、前述した運動の規定、運動の趣旨からして、許されない。

したがって、未決拘禁者の単独室における運動について、立って体操を行うことを制限することは、人権侵害と言わざるを得ない。

(3) ②信書の発信制限について

ア 信書の発信の機会、憲法第13条及び第21条の趣旨に照らし可能な限り保障されなければならないことはいうまでもない。

信書の発受等の外部交通を通じて健全な社会との良好な関係を維持することは、身柄を拘束されている者にとって、円滑な社会復帰に寄与するものであるし、特に本件のような未決拘禁者の処遇にあたっては、無罪と推定されているのであるから、法で規定する信書の発信の制限については、その要件を極めて厳格に解すべきである。

イ 本件において、横浜拘置支所は、申立人の各信書そのものが、B刑務官にとって、刑事収容施設法第136条、同条が準用する同法第129条第1項第4号に言う「威迫にわたる記述又は明らかな虚偽の記述があるため、受信者を著しく不安にさせ、又は受信者に損害を被らせるおそれがあるとき。」に該当すると判断し、信書の発信を差し止めたとする。

しかし、同法第129条は、信書の内容による差し止め等を規制しているのであって、同条第1項第4号の文言「威迫にわたる記述…があるため、…」を見ても明らかなように、信書の内容として、威迫にわたる記述があり、受信者を著しく不安にさせ、又は受信者に損害を被らせるおそれがあるときに信書の発信の差し止めを認めているのであって、信書の発信自体が、この要件に該当することはありえない。

信書の発信の制限は、前述したように、憲法第13条、第21条の趣旨から、また、外部交通を通じての円滑な社会復帰、未決拘禁者としての地位からしても、その要件は厳格に解すべきであり、信書の内容として、威迫にわたる記述又は明らかな虚偽の記述があり、受信者を著しく不安にさせ、又は受信者に損害を被らせるおそれがあるかどうかを厳格に解釈したうえで制限が許されるのである。

したがって、横浜拘置支所が、申立人の信書の発信自体が、刑事収容施設法第136条、同条が準用する同法第129条第1項第4号に該当するとして差し止めを

した処分は、違法であり、人権侵害と言わざるを得ない。

### 第3 結論

以上のように、横浜拘置支所において未決拘禁者に対し実施されている単独室における運動について規制する体操要領は、立つことさえ認めないものであり、被収容者の尊厳及び人格的利益を損なう処遇であるから、その運用を改めるよう勧告するのが相当である。

また、未決拘禁者の信書の発信について、信書の発信自体が、刑事収容施設法第136条、同法第129条第1項第4号における「威迫にわたる記述」に該当するものとして差し止めをしたその処分は、改めるよう勧告するのが相当である。

以 上